

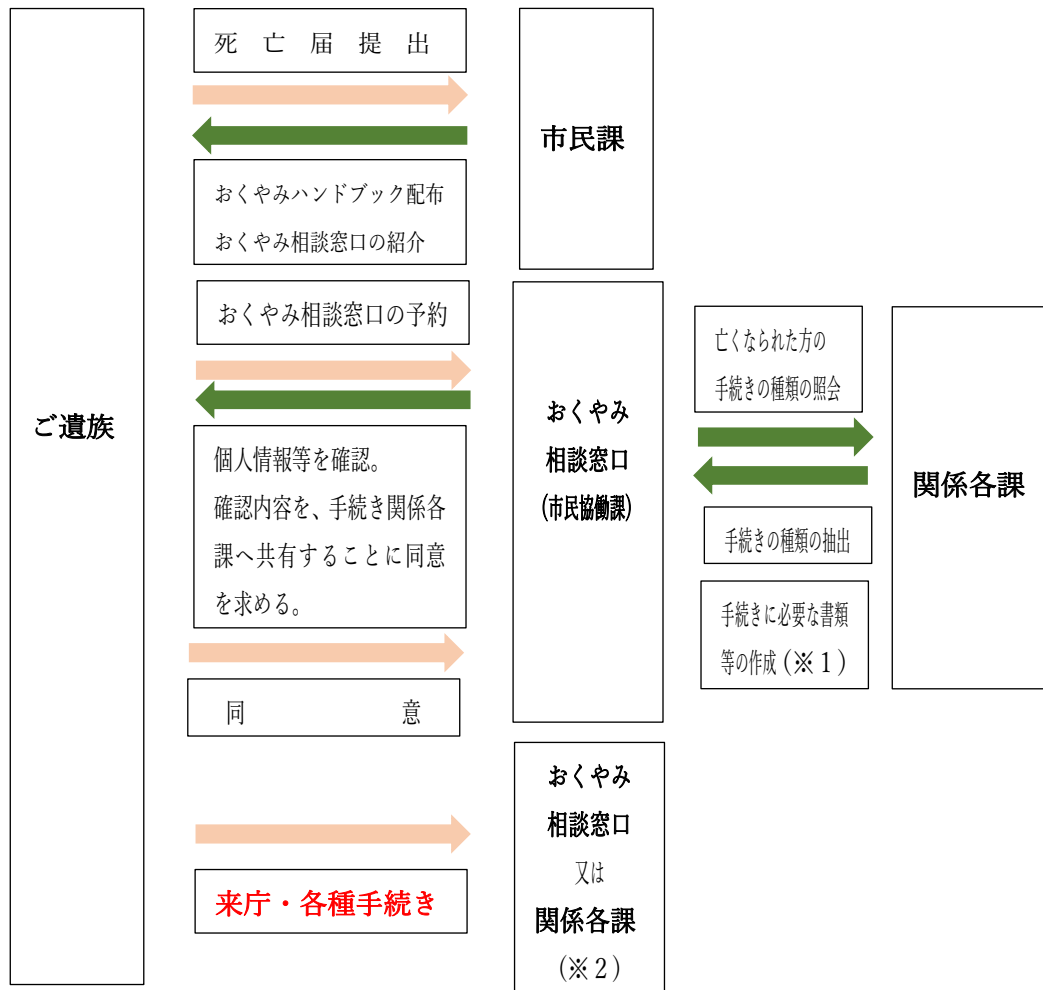
## おくやみ相談窓口を設置します

亡くなられた方に関する必要な市役所内の手続きについて、ご遺族の不安や負担を少しでも軽減するため、また、手続きの利便性を向上させるため、「おくやみ相談窓口」を市民環境部市民協働課市民相談係（8番窓口）に設置いたします。

### ■運用について

- 利用方法 電話または市公式LINEによる事前予約制  
(但し予約が無い日など窓口が空いていれば予約無しでも対応可)
- 予約開始日 令和6年2月1日(木) ※来庁希望日の3開庁日前までに予約していただきます。
- 受付項目 「おくやみハンドブック」に掲載されている手続き34項目  
※それ以外の手続きについては要相談
- 特記事項 おくやみ相談窓口の利用に際しては、亡くなられた方に関する必要な手続きを抽出するため、個人情報等を関係各課と共有させていただくことに同意していただきます。

### ■フローチャート



※1 予約日(来庁日)の前日までに準備をします。

※2 原則、おくやみ相談窓口にて各課職員が赴き対応しますが、当日、担当課の端末で確認する必要がある手続き、また、ご遺族の意向によって相談窓口担当者が該当する窓口まで案内する場合があります。ケースバイケースでの対応となります。

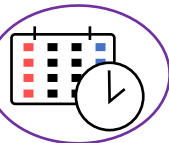
# おくやみ相談窓口

故人のご逝去を悼み、心よりお悔やみを申し上げます。

館林市では、市役所での手続きに関する不安や負担を少しでも軽減することを目的に「おくやみ相談窓口」を設置しました。

この窓口では、亡くなられた方に関する市役所での様々な手続きができます。

## ご利用のながれ



1階8番  
おくやみ相談窓口

### ① 予約

ご利用の3開庁日前までに  
ご予約ください

#### ◆電話予約の場合

- ・予約受付時間  
午前8時30分～午後5時  
※土・日・祝日・年末年始を除く
- ・電話番号 0276-47-5121

#### ◆LINE 予約の場合

- ・予約受付時間 24時間
- ・館林市 LINE 公式  
アカウントから予約  
ID:@tatebayashi\_city



#### ◆予約枠 (午前・午後各1枠 約90分)

- ①午前10時30分から
- ②午後2時から

※土・日・祝日・年末年始を除く

### ② 持ち物の準備

チラシ裏面に、主な持ち物  
一覧を記載しています。  
ご確認いただき、該当する  
ものをご準備ください。

#### 【注意】

裏面以外の持ち物が、必要と  
なる場合があります。  
おくやみハンドブック※1を  
ご覧いただきますと、より詳し  
い内容を確認できます。

※1 館林市役所市民課にて  
死亡届を提出された際に  
配付しています。

### ③ 窓口へ

予約時間に「おくやみ相談  
窓口」へお越しください。

#### ◆場所

館林市役所  
市民協働課 1階8番窓口  
(館林市城町1番1号)

#### 【注意】

都合により予約をキャンセル  
する場合は、事前に必ずご連絡  
ください。

- ・おくやみ相談窓口（以下、相談窓口という）の利用は、亡くなられた方の住民登録が館林市の方に限ります。
- ・相続人や年金請求者等が来庁できない場合、委任状が必要となることがあります。
- ・手続き内容によっては、一度の来庁で手続きが終わらない場合があります。
- ・手続き内容によっては、各担当窓口にご移動をお願いする場合があります。
- ・相談窓口をご利用の際は、相続人の個人情報等を確認いたします。確認した内容を手続き事務関係各課と共有をすることにご同意の上、相談窓口をご利用ください。
- ・この相談窓口をご利用せずに、直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。
- ・おくやみハンドブックは、館林市公式 HP から確認ができます。



【おくやみハンドブック】

# 手続きに必要なとなる主な持ち物

亡くなられた方に関する手続きの際に、必要となる主な持ち物をご案内します。  
以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、相談窓口利用時にご持参ください。

※個々の状況により、一覧にない持ち物が必要となる場合がありますのでご了承ください。  
(おくやみハンドブックをご覧くださいと、より詳しい内容を確認できます。)

## ご遺族の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者等が来庁できない場合、委任状が必要となる場合があります。

### 本人確認書類について

1点の書類の確認で良いものと、2点の書類の組み合わせでの確認が必要なものがあります。

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）  
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート  
マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類（そのうち1点は、公的機関が発行したもの）  
健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者証、福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）  
各種年金手帳、学生証、生年月日入りの診察券 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

## 亡くなられた方の必要なもの

※下記のもの、お持ちでない方もいます。

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証  
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいるときは  
□ 国民健康保険加入者全員の被保険者証  
※亡くなられた方 □ 各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受領証など）  
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。  
□ 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 緊急通報装置、ペンダント型送信機
- たてばやし防災情報伝達システム用機器（戸別受信機・専用タブレット端末）



緊急通報装置



ペンダント型送信機



戸別受信機



